而民参加

みんなの意見や 考えを江別市に!

市民参加とは?

市の基本的な事項を定める計画や、広く 市民が利用する大規模な公共施設を設置する計画を策定するとき、市民生活に大きな 影響を及ぼす制度を導入するときなどは、 市民の意見を反映させるため、市民参加の 手続きが行われます。





市民参加の手続き

手続きには、

- ●附属機関*1などの設置
- ■パブリックコメント*2
- ●市民説明会
- **●**ワークショップ*³
- ●アンケート調査

などがあります。



どうやって参加するの?

例えば…

附属機関

市民委員に応募 ↓委員選考↓ 会議に出席し 意見を述べる。 市が素案を公表 → 内容確認↑ 意見を書いて 市に提出する。

パブリックコメント

《市民参加の手続きを行う際は、広報えべつや ホームページなどにお知らせします。



参加するとどうなるの?

まちづくりに関する自分の考え

市に提案

暮らしやすく魅力ある まちの実現につながる

- ※1 学識経験者、関係団体、市民などが、話し合いを通じて合意形成を図っていくもの。審議会、協議会などがある。
- ※2 市の重要な計画、方針などの素案を広く市民に公表し、市民から意見や情報をもらうもの。提出された意見などに対して、 市の考え方を公表する。
- ※3 さまざまな立場の市民が集まって、自由に意見を出し合い、互いの考えを尊重しながら意見や提案をまとめ上げていく場。

市民協働

みんなで一緒に よりよいまちづくりを!



市民協働とは?

「協働」とは、市民や市が、お互いの立場と役割を理解しながら、地域社会の課題などを解決するために協力することをいいます。協働のまちづくり活動には、自治会による清掃活動やお祭り、市民活動団体による子育て支援など様々な活動があります。

身近な「協働」

道路にゴミが落ちてないし、花壇が整備されていて、とてもきれいなまちだね。

ゴミ拾いや花壇の手入れとかって、 いったい誰がやっているんだろう?

学校で取り組んだり、お店の人がきれいにしていることもあるけど、自治会が行っていることが多いよ!それに、自然を守る活動をしている市民活動団体もあるんだよ!

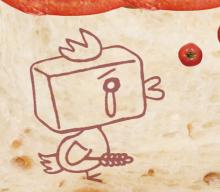
そうだったんだ!知らなかった。 きれいなまちにするために、色ん な人が関わっているんだね。

一人ひとりが、まちのために出来ることをする。それが「協働」なんだよ!



"まちづくりとは?"

暮らしやすく、魅力ある まちを実現するための すべての公共的な活動のこと



「江別市自治基本条例」は、市民自治によるまちづくりを進める ための理念や基本的なルールなどを定める条例で、江別市の自治の 基本を定める最高規範として位置付けられています。市民自治を推 進する上での基本原則として、「市民と市との情報の共有」、「まち づくりへの市民参加と協働い、「市民の信託に基づく責任ある市政 運営」を掲げています。

このリーフレットでは、条例の基本原則の1つである「まちづく りへの市民参加と協働」について説明しています。

「自治基本条例」をもっと詳しく知りたい方は、 江別市ホームページ「自治基本条例について」をご覧ください。 http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shminseikatsu/8311.html

江別市の「パン」と「自治基本条例」

江別市は、石狩管内でも有数の小麦の産地です。中でも有名な品種が「ハルユタカ」で、パンなど に製品化されて、高い評価を得ています。「江別のことをもっと知ってもらいたい」、また、表面はカリッ として硬いけど、中はふわっとして軟らかいトーストのイメージから、「硬いイメージのものを軟らか く説明したい」と思い、このリーフレットをトーストの形にしています。

このリーフレットも、「協働」で作りました。



このリーフレットは、市民に「自治基本条例」を身 近に感じてもらいたいと思い、市民(大学生)と市の 協働により作成しました。公募した市内4大学(北海 道情報大学、札幌学院大学、北翔大学、酪農学園大学) の学生によるワークショップにて、アイデアを出し合 いました(写真)。また、北海道情報大学情報メディア 学部、安田教授のゼミの学生(鳴海葵さん、杉澤明音 さん、阿部秀哉さん、泉元継さん)がデザインしました。

発行月:平成 29 年 12 月

発行:江別市生活環境部市民生活課市民協働担当

〒067-8674 江別市高砂町 6番地

電話: 011-381-1124 FAX: 011-381-1070

